

議員提出議案第19号

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和7年12月17日

提出者	10番	かくお 誠 一	12番	大 森 ゆきこ
	22番	うてな 英 明	24番	筒井 たかひさ
	25番	伊藤 よしのり	27番	岩田 よしかず
	31番	中 江 秀 夫	34番	清水 こういち
	40番	かわごえ 誠一		

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される東海・南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、本区議会は、政府に対し、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く求めるものである。

記

- 1 東海・南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
- 3 新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。

- 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。